

TECA-005

## 役員選任規定

定款第53条の規定にもとづき、同第14条の役員選任に関する規定を定める。

(資格)

第1条 理事及び監事は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の正会員であること。
- (2) この法人の活動を推進するための熱意を有し、又そのための十分な経験及び能力を有すること。

(候補者の選考)

第2条 理事及び監事の候補者は、正会員から推薦を受けた者及び立候補した者の中から理事会において選考する。

2 前項の推薦及び立候補の受付は、改選期の総会の原則100日前までに理事長が公示し、原則公示後20日の期間で受付を終了する。

3 第1項の役員候補者の選考結果は、理事会の承認を得て、総会に提案する。

第3条 総会において、前条で選考された役員候補者について承認を求め、出席した正会員の過半数の同意により選任する。

附則

- 1) この規定の改訂は、平成30年3月10日から施行する。